

令和8年度(2026年度)

知多市障がい福祉サービス従事者育成支援事業補助金のご案内

障害福祉サービス等の安定的な供給及び障がい特性に適切に対応するため、市内の障害福祉サービス事業者等を対象に、市の予算の範囲内で障がい福祉サービス等の提供に必要な資格及び資質向上のための研修費用の一部を助成します。

①補助対象

次のいずれかの事業を行っている市内の福祉サービス事業所等が従事者に受講させた研修

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(療養介護及び施設入所支援を除く。)
- (2) 法第5条第27項に規定する移動支援事業(以下「移動支援事業」という。)及び知多市障害者移動支援事業等実施要綱第2条第2号に規定する日中一時支援事業
- (3) 法第5条第19項に規定する特定相談支援事業

②補助対象研修と補助額

補助額は、補助対象経費×補助率で得た額と補助上限額のどちらか低いほう

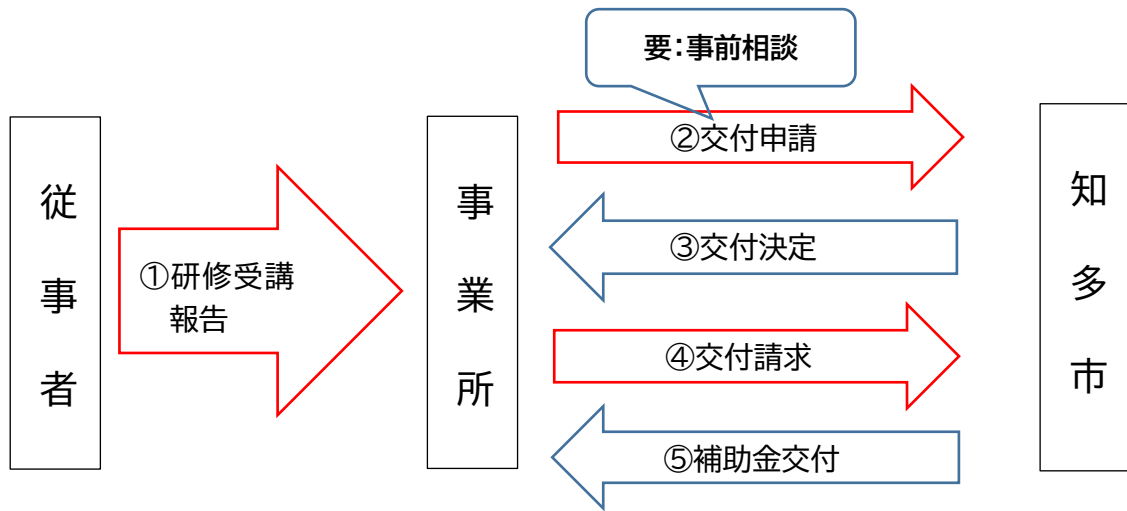
補助対象研修	補助上限額	補助率
1 居宅介護従事者等研修 (1) 介護職員初任者研修 (2) 生活援助従事者研修 (3) 喀痰吸引等研修 (4) 重度訪問介護従業者養成研修 (5) 同行援護従業者養成研修 (6) 行動援護従業者養成研修 (7) 強度行動障害支援者養成研修 (8) 移動支援従事者養成研修	20,000円	1/2
2 相談支援従事者研修 3 サービス管理責任者研修 4 児童発達支援管理責任者研修 5 その他国又は地方公共団体が福祉事業所等の従事者を対象に実施する研修	30,000円	

※従事者の補助対象研修の受講料(教材費及び実習費を含む)。

※(1)介護職員初任者研修については、処遇改善加算等取得済み介護サービス事業者の場合、補助基準額(上限額)が異なるため、知多北部広域連合の補助事業を活用ください。

※研修初日を問わず、令和8年4月1日から翌年3月31日が研修終了日となる研修を補助対象とします。

〈申請の流れ〉 ※申請前に必ず事前に相談をしてください。



①研修受講

登録研修機関(国県及び県指定の事業所など)で研修を受講し、修了する。

②交付申請

申請要件：市内の障がい福祉事業所に3か月以上継続して勤務しており、引き続き1年以上勤務する意思を有していること(やむを得ない場合は除く)

申請者：市内の障がい福祉事業所

申請時期：研修修了後3ヶ月以内

提出書類：①知多市障がい福祉サービス従事者育成支援事業補助金交付申請書

②研修費用が分かる資料(研修の要綱など)及び領収書等の支払証明書類
※事業所が支払っている事が前提

③研修が修了したことが分かる資料(修了証など)

④市内の福祉事業所に申請時在席していることがわかる在職証明等の書類

③交付決定

申請に基づいて、交付決定通知書が届く。

④交付請求

交付決定通知書の受理から30日以内に、請求書を提出

請求書の振込先は、事業所

⑤補助金交付

※交付後、就労状況や職員定着率等を確認する場合があります。

